

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】 II 主要行等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-3 業務の適切性等</p> <p>(新設)</p>	<p>【本編】 II 主要行等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-3 業務の適切性等</p> <p>II-3-4 <u>グレーゾーン解消制度</u></p> <p><u>産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第9条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成26年1月20日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</u></p> <p><u>(1) 照会窓口</u></p> <p><u>照会窓口は、金融庁総務企画局政策課とする。</u></p> <p><u>なお、照会窓口たる金融庁総務企画局政策課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</u></p> <p><u>財務局所管の銀行は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総務企画局政策課に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>送により送付する。</u></p> <p><u>（注）財務局においては、照会書及びその写しを金融庁総務企画局政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</u></p> <p><u>（２）照会書受領後の流れ</u></p> <p><u>照会書を受け付けた後は、総務企画局政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第９条第３項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</u></p> <p><u>① 確認の求めの主体</u></p> <p><u>以下のイ. 及びロ. を満たすか。</u></p> <p><u>イ. 提出者は、新事業活動を実施しようとする者であること。</u></p> <p><u>（注）「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エ</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう（強化法第2条第3項、同法施行規則第2条）。</u></p> <p><u>ロ. 提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしている者であること。ただし、金融庁長官が、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合については、この限りでない。</u></p> <p>② 照会の対象</p> <p><u>提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈並びに当該規定の適用の有無について、その確認を求めるものであって、以下のような照会を行うものか。</u></p> <p><u>イ. その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないか。</u></p> <p><u>ロ. その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないか。</u></p> <p><u>ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないか。</u></p> <p><u>ニ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないかどうか。</u></p> <p>③ 照会書の記載要領</p> <p><u>強化法施行規則様式第五に従い、また利用の手引きを踏まえ、以下の事項が記載されているか。</u></p> <p><u>イ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標</u></p> <p><u>ロ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容</u></p> <p><u>ハ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>二. <u>解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等</u></p> <p>ホ. <u>具体的な確認事項</u></p> <p><u>(参考) 利用の手引き</u></p> <p><u>グレーゾーン解消制度</u></p> <p><u>提出書類</u></p> <p>5. <u>具体的な確認事項</u></p> <p><u>現在、規制の根拠となる法令がどのような規定となっており、そのうち、どの部分の解釈が明らかでないのか、新事業活動が規制の対象となるのか否かが判断できないポイントや、それによって新事業活動を行うことが難しい理由に加え、そのことに関する自己の見解を記載してください。</u></p> <p><u>規制所管省庁から明確かつわかりやすい回答を得るため、例えば、「〇〇規制が支障となっているのではないか」という記載ではなく、「〇〇法に基づき〇〇が規制の対象となっているかどうか明らかでないため、〇〇法に基づく許可を受けなくても、新事業活動において、〇〇を行うことができるのか確認したい」といったように、確認したいポイントを、できる限り具体的に記載してください。</u></p> <p><u>(3) 回答</u></p> <p>① <u>照会書を回付された課室は、総務企画局政策課において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</u></p> <p><u>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>② <u>金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、総務企画局政策課を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</u></p> <p><u>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、総務企画局政策課を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</u></p> <p>③ <u>金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、総務企画局政策課又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</u></p> <p><u>また、当該関係行政機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</u></p>
<p>Ⅱ－3－4 預金等に対する当局への照会等への対応</p>	<p>Ⅱ－3－5 預金等に対する当局への照会等への対応</p>
<p>Ⅱ－5 行政処分等を行う際の留意点等</p> <p>Ⅱ－5－2 行政手続法との関係等</p>	<p>Ⅱ－5 行政処分等を行う際の留意点等</p> <p>Ⅱ－5－2 行政手続法との関係等</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) 行政手続法との関係 <u>上記Ⅱ－5－1－1（3）から（5）の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項第2号に基づき弁明の機会を付与し、上記Ⅱ－5－1－1（6）の不利益処分をしようとする場合には、同法第13条第1項第1号に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。</u> <u>また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係 上記Ⅱ－5－1－1（1）、（3）から（6）の処分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係 上記Ⅱ－5－1－1（1）、（3）から（6）の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</p>	<p>(1) 行政手続法との関係 <u>行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。</u> <u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u> <u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u> <u>その際、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係 <u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係 <u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p>
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－1 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－1－2 主な着眼点 Ⅲ－1－2－1 監査役設置会社である銀行の場合</p> <p>（中略）</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－1 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－1－2 主な着眼点 Ⅲ－1－2－1 監査役会設置会社である銀行の場合</p> <p>（中略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(3) 監査役及び監査役会</p> <p>(中略)</p> <p>(参考)「監査役監査基準」(公益社団法人日本監査役協会 平成23年3月10日改正)</p>	<p>(3) 監査役及び監査役会</p> <p>(中略)</p> <p>(参考)「監査役監査基準」(公益社団法人日本監査役協会)</p>
<p>Ⅲ-1-2-2 委員会設置会社である銀行の場合</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 監査委員会等</p> <p>(中略)</p> <p>(参考)「監査委員会監査基準」(公益社団法人日本監査役協会 平成23年5月12日改正)</p>	<p>Ⅲ-1-2-2 指名委員会等設置会社である銀行の場合</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 監査委員会等</p> <p>(中略)</p> <p>(参考)「監査委員会監査基準」(公益社団法人日本監査役協会)</p>
<p>Ⅲ-2 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ-2-2 収益性の改善</p> <p>Ⅲ-2-2-4 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項</p> <p><u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）、経営資源再活用に関する計画（以下「経営資源再活用計画」という。）及び資源生産性革新に関する計画（以下「資源生産性革新計画」という。）の記載事項については、金融機関の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 産活法第2条第4項第2号及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（以下「施行指針」という。）第6条、第8条、第9条の事業革新の定義</u></p>	<p>Ⅲ-2 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ-2-2 収益性の改善</p> <p>Ⅲ-2-2-4 産業競争力強化法に関する金融機関の留意事項</p> <p><u>産業競争力強化法等に定める事業再編に関する計画及び特定事業再編に関する計画の記載事項については、金融機関の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業再編の実施に関する指針（以下、「実施指針」という。）一. の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>① 施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額を全ての事業の売上高の1%以上とすること」は、例えば、当該新たな役務の業務収益（資金運用収益、役務取引等収益及びその他業務収益）の合計額を全ての事業の業務収益の1%以上とすることをいう。</p> <p>② 施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費を5%以上低減させること」は、例えば、業務収益又は業務粗利益の1単位当たりの経費を5%以上低減させることをいう。</p> <p>③ 施行指針第9条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとする」とは、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値から5%ポイント以上上回るものとするをいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>① 実施指針一.イ.(1)の「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。</p> <p>② 実施指針一.イ.(2)の「有形固定資産回転率」は、例えば、業務収益（資金運用収益、役務取引等収益及びその他業務収益）を有形固定資産の帳簿価額で除した値を指す。</p> <p>③ 実施指針一.イ.(3)の「事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額（業務純益、人件費及び減価償却費の和）をいう。</p> <p>④ 実施指針一.ロ.(1)の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を含む負債性の資金調達手段の全てを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>⑤ 実施指針一.ロ.(2)の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p>
<p>(2) 産活法第5条第6項第1号及び我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）二.イ.の事業再構築の認定の基準</p> <p>① 基本指針二.イ.1.①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率≥ 2」は、例えば、自己資本当期利益率が2%ポイント以上上昇する場合をいう。</p> <p>② 基本指針二.イ.1.②の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率)$\times 100 \geq 105$」は、例えば、業務収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以</p>	<p>(2) 実施指針二.イ.の事業再編の定義に関する事項</p> <p>① 実施指針二.イ.(3)の「売上高」は、例えば、業務収益を指す。</p> <p>② 実施指針二.イ.(5)の「当該商品又は役務の提供に係る販売費」は、例えば、経費を指す。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>上上昇する場合をいう。</u></p> <p>③ <u>基本指針二. イ. 1. ③の「(事業再構築終了後の従業員1人当たり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人当たり付加価値額) × 100 ≥ 106」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額(業務純益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>(3) <u>産活法第3条第2項第2号及び基本指針二. イ. 2の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義</u></p> <p>① <u>基本指針二. イ. 2. ①の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を含む負債性の資金調達手段の全てを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</u></p> <p>② <u>基本指針二. イ. 2. ②の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</u></p> <p>(4) <u>産活法第4条第1項第1号及び基本指針十一. イ. の過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義</u> <u>基本指針十一. イ. 2. の「売上高」は、例えば、業務収益を指し、「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。</u></p> <p>(5) <u>産活法第7条第4項第1号及び基本指針三. イ. の経営資源再活用の認定の基準</u> <u>基本指針三. イ. 1.、2. 及び3. については、それぞれ上記(4)、上記(2)②及び上記(2)③を準用する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(3) <u>実施指針二. ロ. (3)の過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準</u> <u>実施指針二. ロ. (3)(ii)の「売上高営業利益率」における「売上高」は、例えば、業務収益を指し、「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) <u>実施指針三. の特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</u> <u>実施指針三. イ. (1)から(3)まで並びにロ. (1)及び(2)については、上記(1)①から⑤までを準用する。</u></p> <p>(5) <u>実施指針四. イの特定事業再編の定義に関する事項</u> <u>実施指針四. イ. (4)及び(5)の「売上高」は、例えば、業務収益を指す。</u></p>
<p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-2 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-3-2-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-3-2-4-3 リスク管理債権額の開示</p>	<p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-2 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-3-2-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-3-2-4-3 リスク管理債権額の開示</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 開示区分</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>ハ、(略)</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産活法第2条第25項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p>	<p>(2) 開示区分</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>ハ、(略)</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第16項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p>
<p>VIII 銀行代理業</p> <p>VIII-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p> <p>VIII-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査</p> <p>法第52条の38第1項第3号の他業の兼業に関する審査は、施行規則第34条の37第6号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（1）から（6）のとおりである。</p> <p>審査は、許可申請書、法第52条の37第2項、施行規則第34条の34第3号、第4号、第11号から第14号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と銀行代理業に係る業務との関係については、施行規則第34条の37第6号ハ、二等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙6のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙6を機械的に適用するのではなく、個々の</p>	<p>VIII 銀行代理業</p> <p>VIII-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>VIII-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p> <p>VIII-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査</p> <p>法第52条の38第1項第3号の他業の兼業に関する審査は、施行規則第34条の37第6号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（1）から（6）のとおりである。</p> <p>審査は、許可申請書、法第52条の37第2項、施行規則第34条の34第3号、第4号、第11号から第14号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と銀行代理業に係る業務との関係については、施行規則第34条の37第6号ハ、<u>第7号等</u>に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙6のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙6を機械的に適用するのではなく、</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>ケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより銀行代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「規格化された貸付商品」(施行規則第34条の37第6号ハ、<u>ニ(2)</u>) (略)</p> <p>(3) 「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るもの」(施行規則第34条の37第<u>6号ニ(1)</u>) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 「主たる兼業業務の内容」(施行規則第34条の37第6号<u>ニ</u>) (略)</p> <p>(6) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(施行規則第34条の37第6号<u>ホ</u>)</p>	<p>個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより銀行代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「規格化された貸付商品」(施行規則第34条の37第6号ハ、<u>第7号ロ</u>) (略)</p> <p>(3) 「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るもの」(施行規則第34条の37第<u>7号イ</u>) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 「主たる兼業業務の内容」(施行規則第34条の37第6号、<u>第7号</u>) (略)</p> <p>(6) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為(施行規則第34条の37第6号<u>ニ</u>)</p>
<p>VIII-3-2-3 その他 VIII-3-2-3-2 不許可の場合の取扱い</p> <p>(1) 不許可にする場合は、不許可の理由及び金融庁長官に対して審査請求できる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする。</p> <p>(2) <u>不許可通知書には、不許可の理由に該当する法第52条の38第1項各号のうちの該当する号を明らかにするものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>VIII-3-2-3 その他 VIII-3-2-3-2 不許可の場合の取扱い</p> <p>(1) 不許可にする場合は、不許可の理由及び金融庁長官に対して審査請求できる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする (<u>II-5-2参照</u>)。</p> <p>(削除)</p> <p>(以下略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【様式・参考資料編】</p> <p>銀行代理業の許可 別紙様式 7-1</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業に係る許可申請書</p> <p>銀行法第 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類 1～16 (略) <u>17 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び銀行代理業に関する組織図を記載した書面</u> 18～20 (略) <u>21 銀行代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録</u> 22・23 (略)</p>	<p>【様式・参考資料編】</p> <p>銀行代理業の許可 別紙様式 7-1</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業に係る許可申請書</p> <p>銀行法第 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類 1～16 (略) <u>(削除)</u> <u>17～19 (略)</u> <u>(削除)</u> <u>20・21 (略)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行				改 正 後			
(第7面)				(第7面)			
(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)				(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)			
商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)				商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)			
法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類	法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類
(注意事項)				(注意事項)			
1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第1号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類				1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第1号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを <u>含む、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。</u> ）をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) (1)に掲げる法人等の子法人等				(2) (1)に掲げる法人等の子法人等 <u>（外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）</u>			
2 (略)				2 (略)			

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																
<p style="text-align: right;">(第9面)</p> <p>(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="147 373 1093 564"> <thead> <tr> <th>子法人等の商号 又は名称</th> <th>主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th>代表者の氏名</th> <th>業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第2号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員役職名及び氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該法人の親法人等（銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法人等をいう。）</p> <p>(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>2 (略)</p>	子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類					<p style="text-align: right;">(第9面)</p> <p>(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1149 373 2094 564"> <thead> <tr> <th>子法人等の商号 又は名称</th> <th>主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th>代表者の氏名</th> <th>業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第2号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該法人に係る次に掲げる法人等（<u>会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。</u>）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員役職名及び氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該法人の親法人等（銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法人等をいい、<u>外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。</u>）</p> <p>(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者、<u>外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。</u>）</p> <p>2 (略)</p>	子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類														
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類														

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>銀行代理業の再受託の許可 別紙様式 7-2</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業に係る再受託許可申請書</p> <p>銀行法第 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定により銀行代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類 1～16 (略) <u>17 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び銀行代理業に関する組織図を記載した書面</u> <u>18～20 (略)</u> <u>21 銀行代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録</u> <u>22～24 (略)</u></p>	<p>銀行代理業の再受託の許可 別紙様式 7-2</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">銀行代理業に係る再受託許可申請書</p> <p>銀行法第 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定により銀行代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類 1～16 (略) <u>(削除)</u> <u>17～19 (略)</u> <u>(削除)</u> <u>20～22 (略)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行				改 正 後			
(第7面)				(第7面)			
(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)				(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)			
商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)				商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)			
法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類	法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類
(注意事項)				(注意事項)			
1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第1号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類				1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第1号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを <u>含む、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。</u> ）をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) (1)に掲げる法人等の子法人等				(2) (1)に掲げる法人等の子法人等 <u>（外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）</u>			
2 (略)				2 (略)			

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																
<p style="text-align: right;">(第9面)</p> <p>(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="147 373 1093 564"> <thead> <tr> <th>子法人等の商号 又は名称</th> <th>主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th>代表者の氏名</th> <th>業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第2号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員 の役職名及び氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該法人の親法人等（銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法人等をいう。）</p> <p>(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>2 (略)</p>	子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類					<p style="text-align: right;">(第9面)</p> <p>(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1149 373 2094 564"> <thead> <tr> <th>子法人等の商号 又は名称</th> <th>主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th>代表者の氏名</th> <th>業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第2号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該法人に係る次に掲げる法人等（<u>会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。</u>）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員 の役職名及び氏名並びに業務の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該法人の親法人等（銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法人等をいい、<u>外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。</u>）</p> <p>(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者、<u>外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。</u>）</p> <p>2 (略)</p>	子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類														
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類														

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ 部局間報告等様式集</p> <p>【検査部局検査用】Ⅱ-1-3-3(2)</p> <p style="text-align: right;">〇〇第 号 〇〇年 月 日</p> <p>株式会社〇〇銀行 代表取締役頭取 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">金融庁長官 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>〇〇年 月 日を検査実施日として、貴行を検査した結果を〇〇年 月 日付〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策(注)について、銀行法第24条第1項の規定に基づき報告を求めらるるので、〇〇年 月 日()までに報告されたい。</p> <p>ただし、通知した事項のうち、「〇. 法令等遵守態勢」については、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策を〇〇年 月 日()までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>(リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること。)</p> <p>(注) リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。</p>	<p>Ⅱ 部局間報告等様式集</p> <p>【検査部局検査用】Ⅱ-1-3-3(2)</p> <p style="text-align: right;">〇〇第 号 〇〇年 月 日</p> <p>株式会社〇〇銀行 代表取締役頭取 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">金融庁長官 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>〇〇年 月 日を検査実施日として、貴行を検査した結果を〇〇年 月 日付〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策(注)について、銀行法第24条第1項の規定に基づき報告を求めらるるので、〇〇年 月 日()までに報告されたい。</p> <p>ただし、通知した事項のうち、「〇. 法令等遵守態勢」については、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策を〇〇年 月 日()までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>(リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること。)</p> <p>(注) リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【預金保険機構検査用】Ⅱ-1-3-4(1)</p> <p style="text-align: right;">〇〇第 号 〇〇年 月 日</p> <p>株式会社〇〇銀行 代表取締役頭取 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">金融庁長官 〇〇〇〇</p> <p>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査 結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>預金保険機構が〇〇年 月 日を検査実施日として、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し貴行を検査した結果を〇〇年 月 日付〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、銀行法第24条第1項の規定及び預金保険法第136条第1項に基づき報告を求めるので、〇〇年 月 日()までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>※預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「預金保険料の適正性」と読み替える。</p>	<p>【預金保険機構検査用】Ⅱ-1-3-4(1)</p> <p style="text-align: right;">〇〇第 号 〇〇年 月 日</p> <p>株式会社〇〇銀行 代表取締役頭取 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">金融庁長官 〇〇〇〇</p> <p>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査 結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>預金保険機構が〇〇年 月 日を検査実施日として、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し貴行を検査した結果を〇〇年 月 日付〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、銀行法第24条第1項の規定及び預金保険法第136条第1項に基づき報告を求めるので、〇〇年 月 日()までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>※預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「預金保険料の適正性」と読み替える。</p>